

事業主のみなさまへ

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されます

～平成27年4月から、常時雇用している労働者数が100人を超える事業主が対象になります～

※障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第96号）

適用対象になると

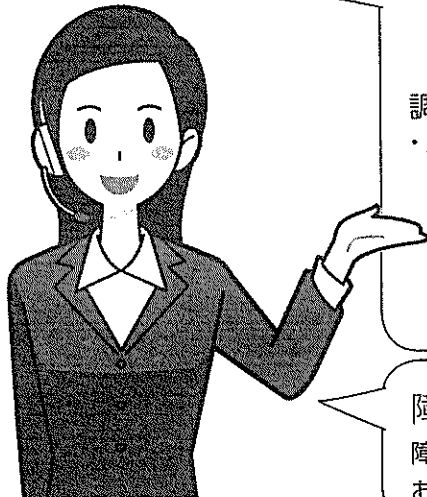
平成28年4月から、前年度（平成28年度は、平成27年4月から平成28年3月まで）の雇用障害者数をもとに、

- 障害者雇用納付金の申告を行っていただきます。
- 障害者の法定雇用率を下回る場合は、障害者雇用納付金を納付する必要があります。
- 障害者の法定雇用率を上回る場合は、調整金の支給申請ができます。

※年度（平成27年4月～平成28年3月）の途中に事業廃止した場合（吸収合併等含む）は、廃止した日から45日以内に申告・申請が必要です。

	～平成27年3月	平成27年4月～平成28年3月	平成28年4月～
制度適用から申告・納付開始までのスケジュール			申告・納付開始
適用対象となる事業主の範囲	常時雇用する労働者数が200人を超える事業主	常時雇用する労働者数が100人を超える事業主	

※毎年2～3月を中心に全国で「障害者雇用納付金制度事務説明会」を開催します。ぜひご参加を！



納付金の申告では…

・申告対象期間（＝申告の前年度）の各月における

- 1 常時雇用している労働者数
 - 2 雇用障害者数
 - 3 雇用障害者の労働時間数（所定労働時間および実労働時間）
- などをご報告いただく必要があります。

調整金（常時雇用している労働者数が300人以下の事業主の場合）の申請では…

・上記1・2・3のほか、雇用障害者の

- 4 源泉徴収票（写）
- 5 障害者手帳等（写）を添付していただく必要があります。

ご準備
ください

詳しくは、最寄りの高齢・障害者雇用支援センターにお問い合わせください。
連絡先は機構ホームページをご覧ください。

障害者雇用について早めの取組みをお願いいたします。

障害者雇用のご相談は管轄のハローワーク、最寄りの障害者職業センターにお問合せください。